

平成35年
国民体育大会・
全国障害者スポーツ大会
佐賀県準備委員会

第4回常任委員会



平成29年6月5日（月）
グランデはがくれ シンフォニーホール

平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会
佐賀県準備委員会
第4回常任委員会 式次第

日 時：平成29年6月5日（月）10:00～

場 所：グランデはがくれ シンフォニーホール

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

委員・役員等の変更について

(2) 審議事項

第1号議案 競技会場地の第1次内定（案）について

第2号議案 広報基本方針（案）及び広報基本計画（案）について

第3号議案 宿泊・医事・衛生専門委員会の設置（案）について

4 閉 会

**平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会
佐賀県準備委員会
第4回常任委員会 資料目次**

平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会
第4回常任委員会 式次第 …… 1

【報告事項】

委員・役員等の変更について …… 3

【審議事項】

(第1号議案)

○ 競技会場地の第1次内定(案)について …… 5

(第2号議案)

○ 広報基本方針(案)及び広報基本計画(案)について …… 9

(第3号議案)

○ 宿泊・医事・衛生専門委員会の設置(案)について …… 11

《参考資料》

・ 佐賀県準備委員会会則 …… 13
・ 佐賀県準備委員会常任委員会委員名簿 …… 16
・ 広報・県民運動専門委員会委員名簿 …… 17

《報告事項》

委員・役員等の変更について

平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会委員の変更について、次のとおり報告いたします。

■人事異動等に伴う変更

【副会長】

(敬称略・順不同)

新任者氏名	前任者氏名	所属団体・役職名
石倉 秀郷	中倉 政義	佐賀県議会議長
白水 敏光	古谷 宏	佐賀県教育委員会教育長

【常任委員】

(敬称略・順不同)

新任者氏名	前任者氏名	所属団体・役職名
土井 敏行	桃崎 峰人	佐賀県議会副議長
原田 寿雄	坂口 祐樹	佐賀県議会総務常任委員会委員長
山口 孝	古賀 信孝	佐賀県県立高等学校校長会会長
野口 敏雄	秀島 正文	佐賀県小中学校校長会会長
武藤 則好	西 かおり	佐賀県特別支援学校長会会長
吉松 幸宏	大坪 郁弘	佐賀県高等学校体育連盟会長
平川 幸雄	松尾 義幸	(一社)佐賀県身体障害者団体連合会会長

【委員】

(敬称略・順不同)

新任者氏名	前任者氏名	所属団体・役職名
宮原 真一	岡口 重文	佐賀県議会文教厚生常任委員会委員長
八谷 克幸	米倉 幸久	佐賀県議会農林水産商工常任委員会委員長
定松 一生	向門 慶人	佐賀県議会県土整備・警察常任委員会委員長
志岐 宣幸	大田 芳洋	佐賀県総務部部長
御厨 秀樹	古賀 俊光	佐賀県農林水産部部長
王丸 義明	玉島 広司	佐賀県関西・中京事務所所長
前田 久年	盛 泰子	伊万里市議会議長
品川 義則	鳥飼 勝美	基山町議会議長
寺崎 太彦	碓 勝征	上峰町議会議長
片淵 栄二郎	白武 悟	白石町議会議長
財津 知亨	岡下 淳	九州地方整備局武雄河川事務所所長

新任者氏名	前任者氏名	所属団体・役職名
山田 隆則	柳田 誠二	九州地方整備局佐賀国道事務所所長
武富 清	白木 淳二	佐賀県国公立幼稚園会会長
福元 裕二	向井 常博	西九州大学学長
牟田 久俊	永田 彰浩	佐賀県高等学校野球連盟会長
山口 正	矢ヶ部 守	佐賀県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会会長
木原 奉文	吉田 欣也	佐賀県フェンシング協会会長
吉野 健二	川浪 佐賀男	佐賀県卓球協会会長
木原 奉文	藤島 敏也	佐賀県体操協会会長
牛島 征四郎	大木 兼光	佐賀県空手道連盟会長
川添 豊	久保 直人	佐賀県トライアスロン協会会長
坂本 昭一	野中 敏朗	佐賀県クレー射撃協会会長
蒲池 晴彦	古賀 俊弘	佐賀県ゲートボール協会会長
田崎 陽子	久野 一恵	(公社)佐賀県栄養士会会長
坂井 邦夫	愛野 克明	(一財)佐賀県交通安全協会会長
西岡 豊	伊東 猛彦	佐賀県高等学校PTA連合会会長代行

【監事】

(敬称略・順不同)

新任者氏名	前任者氏名	所属団体・役職名
田原 和典	松永 政文	佐賀県市長会事務局長
大田 芳洋	中野 哲太郎	佐賀県町村会事務局長

第1号議案

競技会場地の第1次内定（案）について

【市町別】

＜第78回 国民体育大会＞

No.	市町名	競技名・種目名	種別	開催予定施設	
1	佐賀市	ボウリング	全種別	ボウルアーガス	
		高校野球	硬式	みどりの森県営球場	
		陸上競技	全種別	佐賀県総合運動場エリア	
		水泳	競泳	全種別	佐賀県総合運動場エリア
			飛込	全種別	佐賀県総合運動場エリア
		サッカー	未定	佐賀県総合運動場エリア	
			未定	佐賀市健康運動センター	
		ラグビー	全種別	佐賀県総合運動場エリア	
		テニス	全種別	佐賀県総合運動場エリア 佐賀県立森林公園テニスコート	
体操	全種別		佐賀県総合運動場エリア		
2	唐津市	バスケットボール	未定	唐津市文化体育館	
			未定	唐津市相知天徳の丘運動公園 社会体育館	
			未定	唐津市鎮西スポーツセンター 体育館	
		セーリング	全種別	佐賀県ヨットハーバー	
		軟式野球	成年男子	唐津市野球場	
		バドミントン	全種別	唐津市文化体育館	
		トライアスロン	全種別	唐津市内特設コース	
3	鳥栖市	サッカー	少年男子	鳥栖スタジアム (ベストアメニティスタジアム)	
			少年男子	鳥栖スタジアム北部グラウンド	
4	多久市	弓道	全種別	多久市弓道場（新設・仮称）	
5	武雄市	自転車	トラック・レース	全種別	武雄競輪場
6	鹿島市	軟式野球	成年男子	鹿島市民球場	
		アーチェリー	全種別	鹿島市陸上競技場	
7	小城市	ハンドボール	未定	小城市芦刈文化体育館	
8	嬉野市	軟式野球	成年男子	嬉野総合運動公園(みゆき公園) みゆき球場	
		なぎなた	全種別	嬉野市総合体育館（新設・仮称）	
		レスリング	全種別	嬉野市総合体育館（新設・仮称）	

9	神崎市	ハンドボール	未定	神埼中央公園体育館
			未定	トヨタ紡織九州クレインアリーナ
			未定	佐賀県立神埼高等学校体育館(新設)
10	吉野ヶ里町	ハンドボール	未定	吉野ヶ里町文化体育館(新設・仮称)
11	基山町	卓球	全種別	基山町総合体育館
12	玄海町	相撲	全種別	玄海町社会体育館
13	有田町	ウエイト リフティング	全種別	歴史と文化の森公園焔の博記念堂
		軟式野球	成年男子	赤坂球場
14	白石町	ソフトボール	未定	白石中央公園多目的広場 (白石町総合運動場)
15	太良町	ソフトボール	未定	太良町営野球場
			未定	太良町 B&G 海洋センター運動広場

<第23回 全国障害者スポーツ大会>

No.	市町名	競技名・種目名	開催予定施設
1	佐賀市	ボウリング	ボウルアーガス
		陸上競技	佐賀県総合運動場エリア
		水泳	佐賀県総合運動場エリア
2	鳥栖市	サッカー	鳥栖スタジアム北部グラウンド
3	鹿島市	アーチェリー	鹿島市陸上競技場
4	基山町	卓球	基山町総合体育館

【参考：競技別】

＜第78回 国民体育大会＞

No.	競技名・種目名		種別	市町名	開催予定施設
1	陸上競技		全種別	佐賀市	佐賀県総合運動場エリア
2	水泳	競泳	全種別	佐賀市	佐賀県総合運動場エリア
		飛込	全種別	佐賀市	佐賀県総合運動場エリア
3	サッカー		未定	佐賀市	佐賀県総合運動場エリア
			未定	佐賀市	佐賀市健康運動センター
			少年男子	鳥栖市	鳥栖スタジアム (ベストアメニティスタジアム)
			少年男子	鳥栖市	鳥栖スタジアム北部グラウンド
4	テニス		全種別	佐賀市	佐賀県総合運動場エリア
				佐賀市	佐賀県立森林公園テニスコート
5	体操		全種別	佐賀市	佐賀県総合運動場エリア
6	バスケットボール		未定	唐津市	唐津市文化体育館
			未定	唐津市	唐津市相知天徳の丘運動公園 社会体育館
			未定	唐津市	唐津市鎮西スポーツセンター体育館
7	レスリング		全種別	嬉野市	嬉野市総合体育館(新設・仮称)
8	セーリング		全種別	唐津市	佐賀県ヨットハーバー
9	ウエイトリフティング		全種別	有田町	歴史と文化の森公園焔の博記念堂
10	ハンドボール		未定	小城市	小城市芦刈文化体育館
			未定	神崎市	神崎中央公園体育館
			未定	神崎市	トヨタ紡織九州クレインアリーナ
			未定	神崎市	佐賀県立神崎高等学校体育館(新設)
			未定	吉野ヶ里町	吉野ヶ里町文化体育館(新設・仮称)
11	自転車	トラック・レース	全種別	武雄市	武雄競輪場
12	卓球		全種別	基山町	基山町総合体育館
13	軟式野球		成年男子	唐津市	唐津市野球場
			成年男子	鹿島市	鹿島市民球場
			成年男子	嬉野市	嬉野総合運動公園(みゆき公園) みゆき球場
			成年男子	有田町	赤坂球場
14	相撲		全種別	玄海町	玄海町社会体育館
15	ソフトボール		未定	白石町	白石中央公園多目的広場 (白石町総合運動場)
			未定	太良町	太良町営野球場
			未定	太良町	太良町 B&G 海洋センター運動広場
16	バドミントン		全種別	唐津市	唐津市文化体育館

17	弓道	全種別	多久市	多久市弓道場(新設・仮称)	
18	ラグビー	全種別	佐賀市	佐賀県総合運動場エリア	
19	アーチェリー	全種別	鹿島市	鹿島市陸上競技場	
20	なぎなた	全種別	嬉野市	嬉野市総合体育館(新設・仮称)	
21	ボウリング	全種別	佐賀市	ボウルアーガス	
22	トライアスロン	全種別	唐津市	唐津市内特設コース	
23	高校野球	硬式	—	佐賀市	みどりの森県営球場

<第23回 全国障害者スポーツ大会>

No.	競技名・種目名	市町名	開催予定施設
1	陸上競技	佐賀市	佐賀県総合運動場エリア
2	水泳	佐賀市	佐賀県総合運動場エリア
3	サッカー	鳥栖市	鳥栖スタジアム北部グラウンド
4	卓球	基山町	基山町総合体育館
5	アーチェリー	鹿島市	鹿島市陸上競技場
6	ボウリング	佐賀市	ボウルアーガス

第2号議案 広報基本方針(案)及び広報基本計画(案)について

○ 広報基本方針(案)

第78回国民体育大会及び第23回全国障害者スポーツ大会(以下「大会」という)は、ただ大会を成し遂げるだけではなく、①「誰もがスポーツを楽しむ・語る さが」、②「アスリートが活躍する さが」、③「スポーツツーリズムの拠点 さが」、の3つのレガシーを、大会後も永く佐賀県に残すことを目指すものである。このスポーツの力を活かし、明治維新150年を契機に育まれていく郷土・佐賀への誇りと愛着をさらに豊かなものにし、次世代に繋げていくものとしたい。

そのために、大会の開催意義を県民に周知するとともに、「オール佐賀」で取り組む機運を醸成し、県民の大会への参加を促し、併せて、来県者にも佐賀の魅力を知ってもらえるよう、次のとおり広報活動に取り組むこととする。

第78回国民体育大会及び第23回全国障害者スポーツ大会広報基本方針に基づき、次の広報活動を積極的かつ効果的に推進する。

1 大会のイメージアップ

大会を象徴し、広く県民に愛される愛称やスローガン、マスコット等を制定して、県、市町、関係機関・団体、企業、NPO、ボランティア団体等で活用することによって、県民の大会に対するイメージアップを図り、大会への興味・関心を高める。

2 県民とともに盛り上げる

報道機関との連携や多様なメディアの活用により、大会の目的や県民誰もが関わる機会があることを発信するとともに、県民が参加できるイベントや活動を通じて、大会開催の機運を高め、県民によるボランティアやおもてなし運動につなげる。

併せて東京オリンピック・パラリンピックの開催で高まる県民のスポーツへの関心をより一層深める。

3 佐賀の魅力でおもてなし

佐賀に来ていただく絶好の機会を最大限に活かすために、県、市町や関係団体等と協力し、来県者に「佐賀県が誇る自然や歴史、食、技、伝統文化、人情」に触れる場や機会を創出し、それらの情報を来県者に効果的に発信することで、佐賀にまた来たいと思えるような佐賀ファンを増やす。

4 感動を心に残し、県民の新たな一歩につなげる

大会の映像や写真を制作して効果的に発信することで、大会までの道のりや大会の感動と興奮をふるさと佐賀への誇りと愛着・郷土愛として、多くの県民の心に残し、県民の新たな一歩につなげる。

○ 広報基本計画（案）

第78回国民体育大会及び第23回全国障害者スポーツ大会広報基本方針に基づき、次の広報活動を積極的かつ効果的に推進する。

1 愛称・スローガン等による広報

県民の大会に対するイメージアップを図るために、大会を象徴する愛称・スローガン等を制定し、普及する。

- (1) 愛称・スローガン等の制定及び普及
- (2) マスコットの制定及び普及
- (3) イメージソングの制定及び普及

2 多様なメディアによる広報

報道機関と連携し、迅速かつ効果的な情報の伝達、SNSなどを活用した共感を促す情報拡散により、県民に対する広報活動の展開を図る。

- (1) 新聞、ラジオ、テレビ等による広報活動の推進
- (2) 県、市町、関係機関・団体、企業、NPO、ボランティア団体等による広報活動の活用

3 イベント等による広報

県民に対する大会の啓発イベントを開催するとともに、県民運動や各種イベントと連携した広報活動を実施する。

- (1) 啓発イベントの開催
- (2) 県民（市町民）運動及び県、市町、関係機関・団体、企業、NPO、ボランティア団体等のイベントとの連携

4 広告物による情報発信

各種広告物の作成や広告塔等を設置して、県民や来県者に対する大会開催の広報活動に努める。

- (1) 大会ポスター、パンフレット、広報紙、広報グッズ等の作成
- (2) 各種ガイドブックの作成
- (3) 広告塔、歓迎塔、歓迎アーチ等の設置
- (4) 横断幕、懸垂幕等の設置
- (5) デジタルサイネージ、案内板、カウントダウンボード等の設置

5 広報用映像等の制作及び公開

県民の参加意識の高揚を図るため、映像を制作する。

- (1) 競技や選手等を紹介する広報用映像を制作して、公開する
- (2) 前回国体（若楠国体）の記録映像を公開し、大会の歴史を振り返る

6 来県者へのおもてなしの情報発信

県、市町や関係団体等と協力し、来県者が「佐賀」に触れる場や機会を創出し、それらの情報を来県者に効果的に発信する。

- (1) 来県者が必要な情報を必要な時に手に入れることができるよう情報発信する
- (2) 市町や関係団体などと連携して、「佐賀」に触れる場や機会を創出する

7 記念品等の作成

大会の開催を記念し、記念品等を作成する。

- (1) 参加章、記念章等の作成
- (2) 記念グッズ等の作成

8 記録映像等の制作及び情報発信

大会の成果を記録にとどめ、県民に対して効果的に発信する。

- (1) 大会記録映像や大会に至るまでの映像の制作
- (2) 大会記録写真集や大会に至るまでの写真集の制作
- (3) 報道機関やメディアなどによる効果的な情報発信

第3号議案

宿泊・医事・衛生専門委員会の設置(案)について

宿泊施設の確保や標準献立作り、医療・救護体制の整備、食品衛生、馬事衛生など、宿泊・衛生に関しての方策等を専門的見地から審議するため、平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会専門委員会規程に、以下のとおり、付託事項及び委任事項を追加し、宿泊・医事・衛生専門委員会を設置することについて議決を求める。

- 平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会専門委員会規程の改正

附則

- 3 この規程は、平成29年6月5日から施行する。
別表（2条関係）

種類	付託事項	委任事項
宿泊・医事・衛生 専門委員会	1 宿泊の方針・計画の立案に関する事。	1 宿泊業務に関する事。
	2 医事・衛生の方針・計画の立案に関する事。	2 標準献立及び食品調達に関する事。
	3 その他宿泊及び医事・衛生に係る重要な事項に関する事。	3 医療救護及び防疫に関する事。
		4 食品衛生及び環境衛生に関する事。
		5 馬事衛生に関する事。

- * 付託事項：付託された事項を調査、審議すること。
- * 委任事項：委任された事項を決議すること。

《 参 考 资 料 》

平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 準備委員会は、平成35年国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）を佐賀県において開催するため必要な準備を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定
- (2) 大会における実施競技及び会場の選定
- (3) 大会開催に必要な施設・設備の整備計画の策定
- (4) 大会開催準備に必要な業務及び経費の決定
- (5) 大会開催準備に係る関係のある機関・団体との連絡調整
- (6) その他準備委員会の目的の達成のために必要な事項に関すること

第2章 組織

(組織)

第4条 準備委員会は、会長及び次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 県、市町の代表者及びその他役職員
- (2) 県及び市町の議会の議員
- (3) 大会開催準備に係る関係のある機関・団体の代表者及び役職員
- (4) その他大会開催の準備に係る関係のある者

2 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 準備委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監事 3名以内

(役員を選任)

第6条 会長は、佐賀県知事をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会において委員のうちから選任する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序でその職務を行う。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第4項に掲げる事項について審議する。

4 監事は、準備委員会の業務及び会計の状況を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(任期)

第8条 委員及び監事の任期は、委嘱された日から準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員及び監事が就任時の所属機関・団体の役職を離れたときは、その委員及び監事は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前項の規定により委員及び監事の変更があったときは、その内容を次の総会において報告しなければならない。

- 4 前3項の規定は、副会長及び常任委員の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは「副会長及び常任委員」と、第1項中「委嘱された日」とあるのは「選任された日」と読み替えるものとする。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の求めに応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の求めに応じ助言を行う。
- 5 顧問及び参与は、無報酬とする。
- 6 前条第1項及び第2項の規定は、顧問及び参与の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは「顧問及び参与」と読み替えるものとする。

第3章 会議等

(会議の種類)

第10条 準備委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
 - (2) 常任委員会
 - (3) 専門委員会
- (総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、会長又は会長が指名する者が議長を務める。
 - 3 総会は、次に掲げる事項について議決する。
 - (1) 大会の基本構想に関する事項
 - (2) 会則の制定及び改廃に関する事項
 - (3) 事業計画及び事業報告に関する事項
 - (4) 収支予算及び収支決算に関する事項
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関する事項
 - (6) 準備委員会の解散に関する事項
 - (7) その他準備委員会の運営に関する重要な事項
 - 4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。
 - 5 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 6 総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- (常任委員会)

第12条 常任委員会は、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は会長が指名する副会長が務め、その他の副会長が副委員長を務める。
 - 3 常任委員会は、委員長が招集し、委員長又は委員長が指名する者が議長を務める。
 - 4 常任委員会は、次に掲げる事項について議決する。
 - (1) 総会から委任された事項
 - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会に付託または委任する事項
 - (3) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項
 - (4) その他委員長が必要と認める事項
 - 5 常任委員会は、前項の規定により議決した内容を次の総会に報告しなければならない。
 - 6 前条第4項から第6項までの規定は、常任委員会において準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「常任委員会」と、「委員」とあるのは「常任委員」と読み替えるものとする。
- (専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項を調査、審議し、または委任された事項を決定し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 第8条第1項の規定は、専門委員の任期について準用する。この場合において、同項中「委

員及び監事」とあるのは「専門委員」と、「準備委員会」とあるのは「専門委員会」と読み替えるものとする。

4 前3条に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

第4章 専決

(会長の専決)

第14条 会長は、特に緊急を要するため総会を招集する時間的余裕がないと認めるとき、または総会の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決することができる。

2 会長は、前項の規定により専決をしたときは、その内容について次の総会において報告し、承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を佐賀県文化・スポーツ交流局スポーツ課国民体育大会・全国障害者スポーツ大会準備室内に置く。

2 その他事務局について必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 準備委員会の運営及び事業に要する経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(事業計画及び予算)

第17条 準備委員会の事業計画及び予算は、会長が調製し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第18条 準備委員会の事業報告及び決算については、監事の監査を受けた上で、総会において承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 雑則

(解散)

第20条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散する。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

(その他)

第21条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に必要な事項については、会長が定める。

附則

1 この会則は、平成26年10月9日から施行する。

2 この会則は、平成27年10月15日から施行する。

3 この会則は、平成28年5月31日から施行する。

平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会
佐賀県準備委員会常任委員会名簿

平成29年6月5日現在

(敬称略・順不同)

役職名	所属団体・役職名	氏名
委員長	佐賀県副知事	副島 良彦
副 委員長	佐賀県議会議長	石倉 秀郷
	佐賀県教育委員会教育長	白水 敏光
	佐賀県市長会会長	秀島 敏行
	佐賀県町村会会長	末安 伸之
	(公財)佐賀県体育協会副会長	愛野 時興
	(公財)佐賀県体育協会副会長	竹原 稔
	(一社)佐賀県障がい者スポーツ協会会長	末次 康裕
	佐賀県商工会議所連合会会長	井田 出海
常任 委員	佐賀県議会副議長	土井 敏行
	佐賀県議会総務常任委員会委員長	原田 寿雄
	佐賀県文化・スポーツ交流局局长	白井 誠
	佐賀県健康福祉部部長	藤原 俊之
	佐賀県警察本部本部長	逢阪 貴士
	佐賀県市議会議長会会長	福井 章司
	佐賀県町村議会議長会会長	松尾 文則
	佐賀県高等学校長協会会長	山口 孝
	佐賀県私立中学高等学校長会会長	梶原 彰夫
	佐賀県小中学校校長会会長	野口 敏雄
	佐賀県特別支援学校長会会長	武藤 則好
	(公財)佐賀県体育協会理事長	東島 敏隆
	佐賀県高等学校体育連盟会長	吉松 幸宏
	佐賀県中学校体育連盟会長	渡瀬 浩介
	佐賀県スポーツ推進委員協議会会長	中村 直人
	佐賀県商工会連合会会長	飯盛 康登
	(公社)日本青年会議所佐賀ブロック協議会会長	江口 尚登
	佐賀県農業協同組合中央会会長	中野 吉實
	佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長	徳永 重昭
	佐賀玄海漁業協同組合代表理事組合長	川崎 和正
	(一社)佐賀県医師会会長	池田 秀夫
	(公社)佐賀県看護協会会長	三根 哲子
	(福)佐賀県社会福祉協議会会長	井田 出海
	(一社)佐賀県身体障害者団体連合会会長	平川 幸雄
	佐賀県精神保健福祉連合会会長	山口 義人
	(一財)佐賀県手をつなぐ育成会会長	村岡 洋
	(一社)佐賀県観光連盟副会長	山口 雅久
	(一社)日本旅行業協会九州支部佐賀県地区委員会委員長	里浦 徹
	佐賀県生活衛生同業組合連合会会長	今村 芳幸
	(一社)佐賀県バス・タクシー協会会長	金子 晴信
	佐賀県女性団体連絡協議会会長	山崎 和子
	佐賀県地域婦人連絡協議会会長	三苫 紀美子
	佐賀県連合青年団団長	堤 大史
	(公財)佐賀県消防協会会長	陣内 成和

広報・県民運動専門委員会委員名簿

19名（敬称略、順不同）

氏名	所属・役職
◎荒木 博申	佐賀大学芸術地域デザイン学部教授
竹村 昌彦	日本放送協会佐賀放送局 放送部部长
福岡 庄三郎	株式会社サガテレビ営業部部长
彌永 宏一郎	長崎放送株式会社佐賀放送局 NBC ラジオ佐賀 営業制作部长
北村 和博	株式会社エフエム佐賀放送部长
大隈 知彦	株式会社佐賀新聞社編集局 報道部长
山下 善史郎	佐賀県ケーブルテレビ協議会 事務局
吉原 崇己	佐賀商工会議所青年部部长
藤川 匡孝	佐賀商工会青年部連合会副会長
大屋 成史	（一社）佐賀県観光連盟誘致推進課長
久保 隆行	佐賀県物産振興協会事務局長
藤戸 和之	佐賀県農業協同組合中央会 J A 改革推進部次長
宗 一哉	佐賀玄海漁業協同組合 総務課長
江頭 忠則	佐賀県有明海漁業協同組合 参事
○上野 淑子	佐賀県地域婦人連絡協議会 副会長
古賀 浩一郎	（福）佐賀県社会福祉協議会 まちづくり課 主査
○光武 香織	佐賀県広報広聴課課長
野中 幸子	佐賀県県民協働課課長
五郎川 展弘	佐賀県障害福祉課課長

◎委員長 ○副委員長